

美唄市公式ソーシャルメディア運用方針

1 趣旨

美唄市ではソーシャルメディアを利用した情報発信を行うにあたり、「美唄市ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、必要な事項を定めます。

2 情報発信の目的

市の取り組みやイベントなどの市政情報などのほか、緊急時の迅速な情報提供に活用するため、市公式ページを開設し、情報発信を行います。

3 市公式ページの情報

アカウント名	サービス名	発信する情報	URL
美唄市公式 Facebook ページ	Facebook	市政、イベント、緊急情報	https://www.facebook.com/%E7%BE%8E%E5%94%84%E5%B8%82-459506144129986/
美しき唄のまち 北海道美唄市【公式】	YouTube	プロモーション映像、 イベント映像	https://www.youtube.com/channel/UCdJGNMB7zVMOXhaoSb5vFYA

4 運用管理責任者等

(1) 運用管理責任者（以下、「管理者」という。）

美唄デザイン課長

(2) 運用担当者

美唄デザイン課広報情報係員

(3) そのほか

情報を発信する場合は原則、管理者の承認（決裁）のもと行うこととします。

なお、管理者が必要と認めた場合、運用担当者以外の職員を Facebook の編集者としてことができ、この場合は所属長の承認（決裁）のもと行うこととします。

5 利用者からの投稿等への対応について

(1) 市公式ページの投稿に対するコメントについては、管理者が必要と判断したもの以外、基本的に回答はしません。

また、以下に定める投稿は禁止していますので、管理者が不適当と判断したコメントについては、予告なく削除する場合があります。

- ・他者を侮辱するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・宗教性のあるもの
- ・政治性のあるもの
- ・営利目的であるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽るもの
- ・単なる噂や噂を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人のプライバシーを害するもの
- ・わいせつな内容及びその内容を含むホームページへのリンク

・その他公序良俗に反する一切のもの

(2) 市公式ページから他団体および個人が運営するページへのコメントは、原則行わないこととします。

(3) 市公式ページからのフォローおよびシェア、「いいね！」などは原則行わないこととします。ただし、美唄市役所内の組織内で運営しているページ、政府機関、他自治体または市の事業にかかわりのある団体についてはこの限りではありません。

7 セキュリティの確保

(1) アカウントのパスワード等は美唄デザイン課内で厳重に管理します。

(2) 市公式ページのなりすましを発見した場合は、市公式ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましが存在することへの注意喚起を行うこととします。

8 遵守事項

法令および「美唄市ソーシャルメディア利用ガイドライン」を遵守します。

9 著作権

市公式ページに掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト、動画 など）に関する著作権は美唄市に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。なお、引用を行う場合は必ず出所を明記してください。

10 免責事項

(1) 美唄市は、市公式ページに掲載した情報の正確性、安全性、有用性等を保証するものではありません。

(2) 美唄市は、利用者が市公式ページの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第3者が被った被害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

(3) 美唄市は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

(4) 上記のほか、美唄市は市公式ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切責任を負いません。

11 その他

(1) 市公式ページの運用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が運用を中止し、投稿内容の変更や削除、アカウントそのものを削除する場合があります。

(2) この運用方針に記載のない事項については「美唄市ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき運用を行います。また、その他必要な事項については、管理者が別に定めます。

(3) この運用方針は予告なしに変更する場合があります。

附則

この運用規定は、令和4年2月1日から適用します。